共済会埼玉事業部規約

東京電気管理技術者共済会事業部

共済会埼玉事業部規約

埼玉事業部 規約

第１章　総　則

平成２２年４月２２日　制定
平成２８年４月２０日　改正
令和　２年４月２３日　改正

（名　称）

第１条　本会は、東京電気管理技術者共済会（以下「事業本部」という。）の規約第３条第３項および細則にもとづき、その名称を東京電気管理技術者共済会埼玉事業部（以下「本事業部」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本事業部の事務所は埼玉県さいたま市内に置く。

（目　的）

第３条　本事業部は、東京電気管理技術者共済会規約（以下「共済会規約」という。）第２条の目的を遂行するために必要な事業（以下「共済事業」という。）を行う。

（共済事業）

第４条　本事業部は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員の電気保安管理業務の用に供する物品等の共同購入および販売事業。

（２）会員の電気保安管理業務の用に供する機器の貸し出し事業。

（３）会員の電気保安管理に関する知識の向上を図る事業。

（４）会員の電気保安管理業務の用に供する試験器の校正試験

（５）会員のための各種保険に関する事業。

（６）会員の相互扶助、福利厚生に関する事業。

（７）会員の研修に関する事業。

（８）会員の同好会に関する補助事業。

（９）会員間の親睦に関する補助事業。

（１０）電気保安教育資料の作成と活用啓発

（１１）その他本事業部の目的を達成するために必要な事業。

２　本事業部は、事業を円滑に達成するために、事業の運営上必要な範囲において、他の事業部と合同で事業運営を行うことができる。

（規　約）

第５条　この規約で定めるものの他、必要な事項に関しては、第３０条に規定する役員会の決議を経て細則等で定める。

２　この規約の改廃は、第３０条に規定する役員会の承認を得て総会に発議し、総会にて審議された結果、第２６条の規定により承認された場合、理事会に改廃案を発議することができる。

３　理事会の決議により本規約を改定または廃止する場合においては、本規約第２９条第１号の規定によらず改定または廃止することができる。

第２章　会　員

（会　員）

第６条　本事業部の会員（以下「会員」という。）は、共済会規約第７条に該当し、かつ公益社団法人東京電気管理技術者協会（以下「協会」という。）埼玉支部に所属する者とする。

（会員の権利および義務）

第７条　会員は本事業部が開催する総会において各１個の議決権を有する。

２　会員は、本事業部の行う事業による福利厚生を平等に享受する権利を有する。

３　会員は、本事業部、および事業本部が行う事業に協力しなければならない。

４　会員は、細則等で定める入会金および会費を本事業部に納入しなければならない。

5　会員は、共済会規約第１０条および第１１条の各号に該当した場合、前号の権利および義務は停止される。

（組　織）
第８条　本事業部の事業運営を円滑に行うために、次の地区を置く。

浦和川口　地区　　大　宮　地区　　川　越　地区　　所　沢　地区　　志　木　地区

上　尾　地区　　熊　谷　地区　　越　谷　地区

２．地区の統廃合については、第３０条に規定する役員会の決議を経て実施する。

３．地区の区域や、運営等に関し必要な事項は、第３０条に規定する役員会の決議を経て定める。

第３章　役　員

（事業部役員）
第９条　本事業部に次の役員をおく。

（１）事業部長　　１名

（２）副事業部長　　２名以上５名以内

（３）幹事　　１名以内

（４）地区長　　各地区１名

（５）監査委員　　２名

（６）参与　　若干名ただし、省略することができる。

（事業部役員の職務）
第１０条　役員の職務は次の通りとする。

（１）事業部長は、事業部を代表し、事業部の業務を統括する。

（２）事業部長は、理事より役員会の招集要請があった場合、役員会を招集しなければならない。

（３）副事業部長は、事業部長を補佐して事業部の業務を遂行し事業部長が事故または欠員のときは、副事業部長のうちから代行者１名を定め、その職務を代行する。

（４）幹事は、役員会の定めるところにより会務を行い、事業部長、副事業部長が事故または欠員のときは、幹事がその職務を代行する。

（５）地区長は、地区を代表し、役員会の定めるところにより会務を行い、事業部長、副事業部長,幹事が、事故または欠員のときは地区長のうちから代行者１名を定め、その職務を代行する。

（６）監査委員は、事業部の事業内容及び会計を監査する。

（役員の選任）

第１１条　事業部役員は、次の通り選任する。

（１）事業部長は、本事業部に所属する会員のうちから選出し、理事長が委嘱する。

（２）副事業部長は、本事業部に所属する会員のうちから選出し、事業部長が委嘱する。

（３）幹事は、本事業部に所属する会員のうちから選出し、事業部長が委嘱する。

（４）地区長は、本事業部に所属する各地区会員のうちから選出し、事業部長が委嘱する。

（５）監査委員は、本事業部に所属する会員のうちから選出し、理事長が委嘱する。

（６）参与については、細則等により選任する。

（総　代）

第１２条　総代は次の通りとする。

（１）指名総代　　１名

（２）互選総代　　３名

２　互選総代人数については共済会規約第３３条第２項第３号の規定により増員することができる。

（総代の職務）
第１３条　総代は、通常総代会・臨時総代会において、事業部を代表して各々１個の議決権を行使する。

（総代の選任）
第１４条　総代は、次の通り選任する。

（１）指名総代は、共済会規約第３５条第２号の規定により、事業部長がその任に就く。

（２）互選総代は、共済会規約第３５条第３号の規定により、本事業部所属会員のうちから選出する。

(理事の選出)
第１５条　本事業部は、本事業部に所属する会員のうちより理事候補、理事補欠候補各１名を選出し、共済会総代会に推薦する。

（理事の職務）
第１６条　理事は、本事業部の代表として、事業本部の事業運営のため忠実に職務を遂行しなければならない。

２　理事は、自身が所属する事業部の総会、役員会および協会　埼玉　支部事業運営会に出席し理事会の決議事項、連絡事項等を報告しなければならない。

３　理事は、自身が所属する事業部の総会、役員会および協会　埼玉　支部事業運営会に出席し事業部の現状を把握し、また事業部より上申の要請があった場合、その事案について理事会に発議し、その結果を事業部に通知しなければならない。

（役員の補欠）
第１７条　現職役員が死亡、退会、不慮の事故等、職務の遂行が不可能または、遂行困難な状態になってしまった場合、当該役職の残任期間が１年以上ある場合は、速やかに後任の役員を役員会に諮り選出し、その任にあたらせる。

（役員および理事の任期）
第１８条　役員および理事の任期は、１期２年とする。ただし再任を妨げない。

２　後任に選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員および理事の報酬）
第１９条　役員および理事の報酬は、細則等にて定める。

第４章　会　議

（会　議）
第２０条　本事業部の会議は、総会、役員会及び地区会とする。

２　その他、事業部長が必要と認める会議については、細則等にて定める

（総　会）
第２１条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第２２条　本事業部に所属する全ての会員をもって構成する。

（総会の開催）
第２３条　通常総会は、毎事業年度終了後２ヶ月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の場合に開催する。

（１）役員会が必要と認めた場合。

（２）会員の５分の１以上から、会議の目的･理由を記載した書面による要請があったとき。

３　前項第２号の要請があったとき、事業部長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

（総会招集の手続）
第２４条　総会の招集は会日の一週間前までに会議の目的、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

（代理人による議決権の行使）
第２５条　総会に出席できない会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人を指名し、代理人に議決権の行使を委ねることができる。ただし代理人はその権限を証明する書面を提出しなければならない。

（総会の議事）
第２６条　総会の議事は、会員の過半数が出席しその議決権の過半数で決するものとし、賛否同数の時は、議長の決するところによる。

（総会の議長）
第２７条　総会の議長は、事業部長、もしくは事業部長が任命した者が行う。

（総会の議事録）
第２８条　総会の議事については、議事録を作成しなくてはならない。

２　議事録作成のため、議長は出席構成員のうちより２名の書記を指名しなければならない。

３　総会の議事録には、議長および議長が出席構成員のうちより選出した２名以上がこれに署名するものとする。

４　前項の議事録には、少なくとも次に揚げる事項を記載しなければならない。

（１）同会の日時及び場所。

（２）会員数、出席者数及び代理人議決権数

（３）議事の経過の要領。

（４）議案別の議事の結果（可決、否決の別および賛否の議決権数）

（総会の決議事項）
第２９条　総会においては、本規約で定めるもののほか、次の事項を決議する。

（１）規約の制定案、変更案および廃止案の是非。

（２）事業報告及び決算報告。

（３）事業計画及び収支予算。

（４）その他役員会において必要と認める事項。

（役員会）
第３０条　役員会は、本事業部の事業計画を実行する上で必要に応じて事業部長が招集する。

２　役員会は、事業部長、副事業部長、幹事、地区長、監査委員および理事で構成される。

３　役員会は、本規約に定めるもののほか細則等の改定等、本事業部の事業を行うために必要な事項を審議する。

４　役員会は、地区会より上申された事項について審議し必要に応じて理事会に、本事業部より選出された理事を通じ上申する。

５　役員会は、事業部長が議長となり審議し、その議事は出席者の過半数で決するものとし、賛否同数の時は、議長の決するところによる。

（役員会の議事録）
第３１条　役員会の議事について、議事録を作成しなければならない。

２　議事録作成は、事業部長が指名したものが作成する。

３　前項の議事録には、少なくとも次に揚げる事項を記載しなければならない。

（１）同会の日時及び場所。

（２）出席者の役職・氏名

（３）議事経過の要領

（４）議案別の議事の結果（可決、否決の別および賛否の議決権数）

（地区会）
第３２条　地区会は、本事業部の事業計画を実行する上で必要に応じて地区長が招集する。

２　地区例会は、役員会で決定した業務の執行、事業本部からの案内・依頼事項の伝達、保険等の集金業務、慶弔給付申請、休業･疾病給付申請等の業務を行う。

３　地区例会は、会員からの要望・提案事項の検討審議等を行い、地区長を通じ役員会に上申する。

第５章　事業年度および会計

（事業年度）

第３３条　事業年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業報告及び決算報告）

第３４条　事業部長は、毎事業年度終了後遅滞なく、事業報告、決算報告及び財産目録の書類を作成し、監査委員の監査を受けた上で、役員会の承認を得て、総会に提出して承認を得なければならない。

２　前号に揚げる書類は、毎年４月末までに理事長に報告しなければならない。

（事業計画及び収支予算）

第３５条　事業部長は、毎事業年度末までに役員会の承認を得て、次年度の事業計画及び予算案の書類を作成し、総会に提出して承認を得なければならない。

２　前号に揚げる書類は、毎年４月末までに理事長に報告しなければならない。

（会　計）

第３６条　本事業部の経費は、次の資産をもって支弁する。

（１）共済会交付金

（２）会費及び入会金

（３）事業に伴う収入

（４）その他の収入

２　本事業部の毎事業年度における余剰金は、これを翌事業年度に繰越すものとする。

（事務所経費）

第３７条　本事業部の事務所備品等は、協会　埼玉　支部事務所の備品等と共用し、協会　埼玉　支部と令和２年　３月　末日に交わした事務所経費負担に関する覚書の第２条のとおり負担する。

２　総会費用は、協会　埼玉　支部と令和２年　３月　末日に交わした事務所経費負担に関する覚書の第２条のとおり負担する。

３　職員が、第３８条第２項に該当する場合の人件費は、協会　埼玉　支部と令和２年　３月末日に交わした事務委託に関する覚書の第２条のとおり負担する。

第６章　補　　則

（職　員）

第３８条　本事業部は、事業を円滑に行うために職員若干名をおくことができる。

２　前号にあげる職員を、協会　埼玉　支部職員が兼務することができる。

付則

本規約は、平成２２年４月１日に遡及し施行する

本規約は、令和　２年４月１日に遡及し施行する